【電子版】

自然方的者,是一手,是 ATU

2024年 第27号 2024年9月9日

発行: 自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

メール <u>info@jikosoren.jp</u> ホームページ→



準備会合はブラックボックス化の危険

RS解禁阳止行動

内閣府・国交省と交渉を実施

自交総連は8月27日、衆議院第2議員会館会議室で、内閣府・国交省と交渉を行いました。

内閣府との交渉では、日本共産党の高橋千鶴子衆議院議員(国土交通委員)の同席のもと、規制改革推進会議の地域産業活性化ワーキンググループでの偏向的議論や道路運送法第78条の自家用有償旅客運送の緩和、ライドシェア新法を拙速に策定しようとしている問題を指摘しました。さらに7月29日に開かれた同WGで設置された準備会合の意図と委員選任の公正性を質しました。

国交省との交渉では、ライドシェア導入によるタクシー労働者の労働条件低下に 関する斉藤大臣発言について、労働者保護や対策を検討しているか確認しました。

内閣府「準備会合の内容は専門的・技術的な議論だ」

【2024.8.27 内閣府交渉】

【出席者】

内閣府 規制改革推進室佐々木葵

参事官補佐、デジタル行

財政改革会議事務局河野

良明参事官補佐他2名

組合側 庭和田委員長、石垣副委

員長、德永副委員長、髙

城書記長、林常執、冨松 常執、堀井中執

議員 高橋千鶴子衆議院議員、

高橋千鶴子衆議院議員栫

秘書、田村智子参議院議

員寺下秘書



要請書を手渡す庭和田委員長(左)

要請事項

1. タクシー事業者以外の者を実施主体 とするライドシェア事業の法律制度 (=ライドシェア新法)の策定に繋が る議論を進めないこと。

一国民の移動の確保では、鉄道・バス などの大量輸送機関を守ることが先決 で、タクシーだけを問題にするのは、 おかしいのではないか。

- 2. 規制改革推進会議の地域産業活性化 議決定された水野素子参議院議員提出 させていただき共有する。 の主意書に対する「ライドシェアに関 になることにより、タクシードライバ 一の雇用が失われるおそれがあり、タ る影響に留意することが重要」と政府|け止めさせていただく。 は答弁しているが、会議ではこれらを 無視したかたちで、全面解禁へ議論が 進められていることに対しての見解を 明らかにすること。
- 3. 規制改革推進会議の地域産業活性化 ワーキンググループで、ライドシェア について議論が進められている中、あ えて準備会合(サブWG)を設置した 意図を明らかにすること。

けた議論をしているとしか思えない。

回

閣議決定された規制改革実施計画の中 で「タクシー事業者以外の者が行うライ ドシェア事業について、内閣府・国交省 の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事 業の在り方の議論を進める」となってい ることから、ワーキンググループの委員 の先生方が議論を進めている。

鉄道・バスなどの地域公共交通を守る 観点が欠けているという意見だと思う が、タクシーのみならず全般的な議論が 必要ということを受け止めたい。

YouTubeチャンネルでの会議内容を見 ワーキンググループが早々に再開(第)た上での、労働者への影響などが議論さ 17回) されたが、2024年7月2日に閣 れていないとのご意見は真摯に受け止め

利用者の安全確保を重視、タクシーと する答弁書」において、「供給が過剰 の共存という観点での意見は、委員の先 生方からも出ている。

国交省に対する質問の仕方が不適切と クシードライバーの労働環境等に与え|捉えられたのであれば、事務局として受

> 7月29日に開かれた第17回地域産業活 |性化ワーキンググループの中で、座長に よる「専門的、技術的観点からの議論が 促進されるよう少人数での議論を考えて いる」との発言を受けて設置に至った。

―「専門的・技術的」の意味が分から タクシー事業者以外の者が行うライド ないが、構成員には法律に詳しい弁護|シェア事業に向けた議論をしている。準 士が3人も入っており、新法策定に向|備会合という別会議ですることが問題だ という意見だと捉えさせていただき、事 ブラックボックス化しているのではな一務局として共有する。 いか。

4. 国家戦略特区、スーパーシティ構想 と。

現在、国家戦略特区で実施されている の中で、ライドシェアや白タク行為を のは兵庫県養父市の1件だけであり、他 組み込む実証実験等を推進しないこから要望もない。反対を押し切って進め るものではなく、要望があれば地元の実 情を丁寧に聞きつつ進めていく。

5. デジタル行財政改革会議の「取りま とめ2024」や規制改革推進会議の「規 制改革推進に関する答申」では、道路 運送法第78条の自家用有償旅客運送制 度の緩和を求めているが、その際安全 を前提にと謳っていることから、無限 定な拡大を進めないこと。

安全を前提にするのは当然のことだと 捉えている。

しかし、移動の足を確保するにはまだ 不十分であることから、無限定な拡大で はなく自家用車活用事業、自家用有償旅 客運送のバージョンアップということ で、天候・イベント時の対応、台数制限 緩和、貨客混載・協議運賃の導入、地方 の5%ルールの適用時間拡大、マッチン グ率の算定方法合理化、ダイナミック・ プライシング導入、バス・トラック事業 者の参入促進などの検討を国交省で開始 している。

国交省「供給回復すれば日本版RSは不要」

【2024.8.27 国交省交渉】

【出席者】

国交省 澤田斉司物流・自動車局

旅客課自家用車活用事業

推進室長他3名

組合側 庭和田委員長、石垣副委

> 員長、德永副委員長、髙 城書記長、林常執、冨松

常執、堀井中執

議員 高橋千鶴子衆議院議員栫

秘書、田村智子参議院議

員寺下秘書



国交省と交渉する自交総連の役員(左)

要請事項

1. ライドシェア阻止、規制緩和問題

(1) 自家用車をつかったライドシェア の導入は認められないとの立場を今 後も堅持すること。これまでライド シェアの定義は定まっていないとし ていたが、国交省は、道路運送法第 78条2号を「公共ライドシェア」、 3号を「日本版ライドシェア」と称 している。ライドシェアの定義を定 めたのか明らかにすること。

- ――自家用有償旅客運送は、非営利と いうことになっている。タクシーと 同等の運賃となると定義が変わるの ではないか。
- (2) タクシー事業者以外の者を参入可 能とするライドシェア新法策定には 反対すること。また、ライドシェア 新法策定に対する、国交省としての 見解を明らかにすること。
- (3) 斉藤大臣はタクシー事業者以外の 参入について「運転者の労働環境に 大きな影響が生じる。導入しないで 済むことがベストである」と発言し ている。自家用車活用事業やライド シェアの導入によって、運転者の賃 金・労働条件が低下した場合、国交 い。 省としての運転者に対する保護や対 タクシー運転者が増えて供給も回復

答

プラットフォーマーなど誰でも参入 できるようにはさせず、ライドシェア 導入は認めない立場を堅持していく。

ライドシェアの定義は定まっていな いが、道路運送法第78条2号を「公共 ライドシェア」、3号を「日本版ライ ドシェア」ということで、日本では既 にライドシェアはやっているという既 成事実を作ることが重要で、それ以外 のものは必要ないと考えており、やら ない。

一般ドライバー・自家用車を活用し た自家用有償旅客運送はこれまでも2 号で実施しており、「新しいものは必 要ない」という観点からライドシェア という言葉を使っている。

自家用車活用事業は、運賃もタクシ ーと同額であり、ダイナミック・プラ イシング等の運賃もタクシーの制度で 出来るものはやれるという考え方。

ライドシェア新法は必要ないと考え ているので、タクシー事業者が雇用を する自家用車活用事業を推進していく ことが重要である。

自家用車活用事業は、タクシー不足 を補完するものとした過渡期的なとり くみとして進めているもので、そうい う意味で「交通空白」解消本部も立ち 上げた。運転者の賃金・労働条件の低 下が生じる状況になるとは考えていな

応策を明らかにすること。

- 一運転者の労働環境が悪化した場合のセーフティーネットはあるのか。
- (4) 2024年7月2日には、ライドシェア については、「供給が過剰になることにより、タクシー運転者の雇用が 失われるおそれがあり、タクシード ライバーの労働環境等に与える影響 に留意することが重要」と閣議決定 されている。規制改革推進会議等 で、タクシー労働者の労働条件への 影響を排除した議論に対しては、国 交省として注意を促し抑制すること。
- (5) 道路運送法第78条を無限定に緩和しないこと。特に運賃関係について、ダイナミック・プライシングなどは、利用者利便を損なうことから導入しないこと。
- (6) タクシーの規制緩和をしないこと。

されれば必要なくなる制度である。タクシーを含めた他の交通手段を適切に活用して、移動の足を確保することが重要だと考えている。制度としての枠組みは残るが、使われなくなる。タクシーが不足する部分の補完なので、日本版ライドシェアの車両はいなくなるということ。

労働条件悪化の基準やセーフティーネットなどの施策は考えていない。問題意識として省内で共有したい。

ワーキンググループについては、現 在準備会合も動いているが、委員自体 が交通運輸関係に精通していない人た ちが多く、我々は色々な意見を言われ 放題となっている。

国交省から委員選任で交通学者などを提案したが、彼らはタクシー業界を守る立場で活動しており適当でないとされ、オブザーバー・参考人という扱いになった。法律に詳しい弁護士等を中心とした会議となっている。

我々は利益のみを追及するアプリ事 業者の参入を阻止するべきと考えてい る。

ライドシェア全面解禁の議論がある中で、タクシー事業者が管理するという形を作り進めている。これ以上進めることは必要ないと考えており、料金・運賃についても利用者利便を損なうような制度は認めないと認識している。

運転者の労働条件、車両の安全、事 故時の対応・責任などが損なわれるよ

- (7) 安全の確保のためにも、雇用契約によらない働き方を認めないこと。
- (8) 地域公共交通の維持のため、障がい者や高齢者など交通弱者の輸送にバス・タクシーが貢献できる施策を進めること。

うな規制緩和は考えていない。新法の 議論の中でも主張してきている。

我々も同意する。ライドシェアの運 転者について、労働者に該当する蓋然 性が高いとの見識も出されている。

地域の公共交通リ・デザイン実現会 議でとりまとめられているが、政府共 通指針の策定において、多様な関係者 が連携して、自家用有償旅客運送の活 用、スクールバスや患者輸送車など地 域の輸送資源を活用して輸送の確保に 努めていく。

2. 運賃改定、需給調整問題

- (1) 運賃改定時における運転者負担の解 消や労働条件改善の趣旨が確実に守 られているか実施状況を速やかに検 証し、趣旨を逸脱する事業者に対し ては厳しく指導すること。
- (2) 準特定地域の指定基準については、不適切に厳しい要件を設けるような改悪はしないこと。

また指定基準の指標の「日車営収」については、数度の運賃改定も実施されていることから、「平成13年度と比較して減少」を見直すこと。

改定分が運転者の賃金等へ適切に反映されていない事実が判明すれば、しっかりと指導を行っていく。

速報値からすれば、指定が解除される地域はほとんどない。

特定地域・準特定地域の特措法は全会一致の議員立法であることから、定められた指定基準をもとに進めていきたい。これを不適切に変更することも含めて考えていない。